

『論 説』

『君主の鑑』(2)

柴田 平三郎

I はじめに……伝統的政治理論とマキアヴェリ

II 『君主の鑑』(*speculum principum*)

III 『君主の鑑』……一つの定義

IV 『君主の鑑』の歴史

(1) 前 史

1 ギリシア……イソクラテス・クセノフォン・プラ
トン

《中間考察》……『君主の鑑』の理論構造(1)

「鑑」の概念……プラトンの場合

2 ローマ……キケロ・セネカ・その他の思想家た
ち

} (以上, 前号)

} (以上, 本号)
(以下, 次号)

《中間考察》……『君主の鑑』の理論構造(1) 「鑑」の概念……プラトンの場合

さて、これまで私たちは『君主の鑑』の歴史を振り返るべく、まず「前史」としてギリシアをとりあげ、イソクラテス、クセノフォン、そしてプラトンと見てきた。この三人以外にも、ギリシアではいうまでもないことであるが、アリストテレスがあり、その『政治学』や『ニコマコス倫理学』は中世の政治論

獨協法學

文において大いに引用されることになる。そこで、アリストテレスについては、中世の諸著作の考察のなかで触れることにして、ここでは、再びプラトンの場合を考えてみたい。

私はまえに、彼を果たして〈君主の鑑〉のジャンルに収めてよいものか否か、相當に疑問である旨を指摘しておいた。それは一体、どういうことであろうか。その点を考えてみるとが、この問いは〈君主の鑑〉の概念を明らかにするのに、まず最初に着手しておかねばならぬ基礎的な作業であるといってよい。というのは、こういうことである。既に第Ⅲ章(〈君主の鑑〉……一つの定義)で述べておいたように、〈君主の鑑〉と呼ばれる一連の政治論文とは一体、いかなるものであり、そこに共通して見られる性格なり構造なりがあるとすれば、それはどのようなものなのか、という点について実のところ、それほど深い、突っ込んだ解説がおこなわれているわけではない。つまり、判っていることといえば、繰り返しになるが、それは古典古代から17世紀(19世紀にも例はあるが)に及ぶ長い時間的な幅をもつが、とりわけ「中世後期およびルネサンス期に最も流布した、理想的な君主のモデルが描かれている文学ジャンル」で、少なくとも第一義的にはそれを読む君主(および貴族)の教育を意図していたということ、そしてそこにはほぼ三つのタイプ、即ち、(1)有名な君主をその人格の高潔性と経験の才を強調して伝記的に描いたもの、(2)歴史的な人物を高度に理想化し、詩的に描いたもの、(3)君主の行為のための実用的な規則、原理および規範を示したもの、があるということであった。

しかし、私たちは〈君主の鑑〉の全体像がこれですっかり解ったといえるであろうか。いや、全体像などと大袈裟なことはいわないまでも、少なくともその骨格のようなものぐらいは理解できたであろうか。残念ながら、おおよその輪郭はある程度解ったとしても、その内側の仕組みを覗き見るところまでにはいたっていない。内部の骨組みが解っていなければ、その全体的理解には到底及ばないのでだ。では、いま、再度確認してきた概念規定のうちには、一体何が欠けていたのだろうか。あるいは別の言い方をすれば、ここで何を問題にすれば、私たちは〈君主の鑑〉の内在的理解にさらに一步ちかづくことができるの

《君主の鑑》(2)

であろうか。

この《中間考察》で問題にしたいのは、端的に〈君主の鑑〉の、その「鑑」(*speculum*)ということの意味についてにはかならない。もっとも、ここで、こういう言い方をすると、大した問題でもないことを随分大仰に言い立てている、といった嘲笑の声がすぐさま聞こえてきそうである。そもそも〈君主の鑑〉とは何か、と問う場合、その「鑑」というコトバにまず目が行くのは至極当然のことだからである。そこで、手近にある、例えば『明解国語辞典』(金田一京助監修、三省堂)で「かがみ」という項目を引くと、「鏡」(1)姿・形を写して見る道具、(2)光線を反射する平たい面、(3)平たい・(円形の)面、(4)鏡餅、(5)酒だるのふた、とあり、次いで〔鑑〕(1)てほん、模範、(2)いましめ、という説明が書かれている。これは『広辞苑』でも大体同じである。ただ、「手本、模範」という意味のところで、〔鏡〕が「『鑑』とも書く」という補足がなされているのと、「歴史書」(鏡物)という意味がさらに付加されているちがいがあるだけである。

英語の“Mirror”でも事情は同じで、例えば研究社の *New English-Japanese Dictionary* (Fifth Edition, 1980) で見ると、1 鏡、2 a 他を忠実に写し〔描き〕出すもの、b 鑑、模範、なっている。そして、これはまたラテン語の “speculum” の場合でも同じである。要するに、以上のことから、〔君主の〕〈鑑〉といえば、つまり君主たる者の「手本・模範」ということになり、それがまた書物や論文そのものを指すようになるということがいえよう。しかし、こんなことはいまさら、とりたてていうまでもないようなことである。私たちはごく日常の生活のなかでも、「……の鑑(鏡)」といった言葉遣いを時にしているのであって、〈鑑〉というコトバに「手本」とか「模範」、あるいは「モデル」といった含意があるということぐらいは誰でも知っている。それならば、問題をもとにもどして、〈君主の鑑〉(*Speculum Principum*) の、その「鑑」(*Speculum*) ということの意味について、とくにプラトンの場合にこだわって、検討を加えてみたいといったのは一体、どういうことなのであろうか。

单刀直入にいえば、プラトンには、あるべき君主像を「鑑」として展開するという発想、つまり「手本」、「模範」、「モデル」となる君主の姿を鑑(鏡)に

獨協法學

写してみせるということ、こういう考え方たはどうも存在しないように思われる。その理由については以下で考えてみることにするが、もしそれが的外れないならば、私たちはプラトンが〈君主の鑑〉の歴史的系譜の上では、むしろ一つの大きな例外として位置づけられるのを知ることになる。と同時に、私たちはまた〈君主の鑑〉の、その「鑑」とはどういうことか、という問題をプラトンを通して考えることによって〈君主の鑑〉に関する従来のごく常識的な定義、つまり「理想的な君主のモデルが描かれている文学ジャンル」(L. K. スピッツ)という定義からさらに一步突っ込んだ、この概念についての理解を得られることになるであろう。

〈哲人王〉という概念を提出して理想の支配者像を展開したプラトンに、君主の「鑑」という発想が、何故存在しないといえるのだろうか。それを考えるために、まずプラトン哲学における「カトプトロン (*κατοπτρον*)=鏡(鑑)」の概念から入っていくことにしよう。彼は「鏡」というものをどのようにとらえているだろうか。もちろん、彼にも「ある事物を写しだす道具」という一般的な意味でのこの言葉の使用法はある。しかし、いま私たちにとって興味深いのは、『国家』のなかの彼の次のような発言である¹³³⁾。

「水だとか鏡だとかいったものに文字の似姿がうつし出されている場合、われわれはもとの文字を知ってこそはじめて、その似姿をも知ったといえるのであって……」(402B)。

ここで明らかに、彼は鏡というものが決してその「本来のもの」(「もとの文字」)をではなく、ただ「そう見えるもの」(「文字の似姿」)を写しだすにすぎないと考えている。そして、ここではまた、そのほかならぬ「本来のもの」が判らなければ、鏡に写ったもの(似姿)〔「そう見えるもの」〕の何たるか、も判らない、という含意があるといえよう。このことをさらにはっきりと語っているのは、同じ『国家』のなかの以下の言葉である。

「『いろんなやり方で、すぐにでもできることなのだが、まあいちばん手と

『君主の鑑』(2)

りばやくやるには、鏡を手に取ってあらゆる方向に、ぐるりとまわしてみる気になりさえすればよい。そうすれば、君はたちまち太陽をはじめ諸天体を作り出すだろうし、たちまち大地を、またたちまち君自身およびその他の動物を、家具を、植物を、そしていましがた挙げられたすべてのものを、作り出すだろう』

『ええ』と彼は言った、『そう見えるところのもの（写像）を、しかしけつしてほんとうにあるのではないものを、ですね』（596D-E）

このように、プラトンは鏡というものが作りだすのは実は「そう見えるもの（写像）」=「ほんとうにあるのではないもの」なのであって、つまりは眞の実像を作りだすのではない、というのである。ここには疑いもなく鏡の本質と機能に対するマイナスのイメージがあるわけであるが、こうした考えかたの基礎となっているのはいうまでもなく、いわゆる〈詩人追放論〉を含む、あのイデア論に基づく有名な〈芸術模倣説〉にほかならない¹³⁴⁾。そこで、彼のこの模倣（ミメーシス）説をみてみることにしよう。それは『国家』の第10巻（595A-608B）で集中的に扱われているが、そこで彼は詩（文学）や絵画などの芸術活動というものが基本的に「ミメーシス」（対象を真似て描写すること=模倣）によって成り立っているのであって、それは「本性（実在）から遠ざかること第三番目の作品を産み出す」（597E）ものである、という議論を開いている。彼の言うところを直接聞いてみるとことにしておこう。彼はまず、彼の理想国家には「詩」は存在してはならない、という。その理由はこうである。

「『相手が君たちだから、話すことにしよう。君たちならばく〔ソクラテス〕のことを、悲劇作家をはじめその他すべて真似を仕事とする人々〔模倣詩人・演劇作家=ミメーテース〕に、告げ口したりしないだろうからね。——つまり、どうもすべてそうした類いのものは、聴く人々の心に害を与えるもののようなのだ。聴衆のほうで、それらの仕事がそもそもどのような性格のものであるかという知識を、解毒剤としてもっていかぎりはね』

『いったいどのようなお考え方で』と彼〔グラウコン〕はたずねた、『そう言われるのでしょうか？』

獨協法學

『話さなければならない』とぼくは言った。『子供のころからぼくをとらえているホメロスへの愛と畏れとが、話すのを妨げるけれども。——じっさいホメロスこそは、あの立派な悲劇作家たちすべての最初の師であり指導者であったように思えるからね。しかしながら、ひとりの人間が真理よりも尊重されるようなことがあってはならない。いや、いま言ったように、話さなければならない』」(595B-C)

ホメロスを「最初の師」とし「指導者」と仰ぐ「悲劇作家や模倣詩人たち」の作り上げる話や仕事すべて〔真似・模倣=ミマーシス〕は「解毒剤」をもつていなければ、「聴く人々の心に害毒を与えるもの」だ、とプラトンはいい放つ。では、何故そういうのか。ここから「ミマーシス」の本質をめぐって、彼はいよいよ例のイデア論に入っていく。

「それならば、われわれは次のことから考察をはじめることにしようか。——いつもやっている探求方法を出発点としてね。というのは、われわれは、われわれが同じ名前を適用するような多くのものを一まとめにして、その一組ごとにそれぞれ一つの〈実相〉(エイドス) というものを立てることにしているはずだから。どうだ、わからないかね？」

「わかります」

「ではいまもやはり、そのような〈多くのもの〉のうちで、どれでも君の好きなものを取り上げることにしよう。たとえば、もしよければ、こんな例で考え方——寝椅子や机は、数多くあるはずだ」

「ええ、むろん」

「ところがそれらの家具について、〈実相〉(イデア) はということになると、二つあるだけだろう——寝椅子のそれが一つと、机のそれが一つ」

「はい」

「ところで、これもまたわれわれのいつもの説ではないか、——すなわち、いまの二つの家具のそれを作る職人は、その〈実相〉(イデア) に目を向けて、それを見つめながら一方は寝椅子を作り、他方は机を作るのであって、それら

《君主の鑑》(2)

の製品をわれわれが使うのである。他のものについても同様なのだ、とね。なぜなら、〈実相〉そのものについては、職人のうち誰ひとりそれを作ることはないのだから。どうして作ることができようか?」(596A-B)

このように、プラトンはイデア論に基づいて、例えば寝椅子なら寝椅子というものがこの現実世界に存在しうるのは、それを作る職人が寝椅子をまさに寝椅子たらしめるもの、即ち寝椅子の〈イデア〉(実相)に「目を向けて、それを見つめながら」作り出すからなのであって、職人がそうしたイデアに導かれることなく、それとは無関係に、ただただ彼自身の頭と腕で、いわば無から作り出した結果としてここにある、というのでは決してないという。つまり、寝椅子の〈イデア〉があるからこそ、ある特定の寝椅子が職人の手によってこの世に作り出されるというのである。

ところで、そうした職人のなかで、「それぞれの種類の手仕事職人が作るかぎりのものを、すべて何でも作るような職人」(596C), あるいは「すべての家具を作ることができるだけではなく、さらに、大地から生じる植物のすべてを作り、動物のすべてを——自分自身もを——作り、さらにこれらに加えて、大地と、天空と、神々と、すべての天体と、地下の冥界にあるいっさいのものを作る」(596C) ことのできる、そのような職人は果たしているだろうか。プラトンによれば、ある方法でならば、誰でも、いまいったすべてのものを作ることができる、といい、その方法として、前に引用しておいたあの鏡を用いる方法を指摘するのである。念のため、もう一度、彼の言葉を確認しておこう。

「『いろんなやり方で、すぐにでもできることなのだが、まあいちばん手つとりばやくやるには、鏡を手に取ってあらゆる方向に、ぐるりとまわしてみるとになりさえすればよい。そうすれば、君はたちまち太陽をはじめ諸天体を作り出すだろうし、たちまち大地を、またたちまち君自身およびその他の動物を、家具を植物を、そしていましがた挙げられたすべてのものを、作り出すだろう』」(596D-E)

獨協法學

さて、しかし、この鏡が作り出すものは、プラトンによれば、決して眞の実像ではなく、たんに「そう見えるところのもの（写像）」、「ほんとうにけっしてあるのではないもの」(596A) にすぎなかつた。そうして、これとまさに同じことをおこなつてゐるのが「画家」である、と彼は主張する。即ち、

「『彼（画家）もまた、寝椅子と見えるもの（写像）を作るのです』」(596E)

こうして、プラトンは寝椅子を例にとり、寝椅子のイデア（本質）と、そのイデアに基づいて家具職人の作った特定の寝椅子と、そして画家の描く寝椅子の絵との三者の関係を明らかにする。即ち、彼によれば、寝椅子に関して、三種類のものがある。一つは本性（実在）〔イデア〕界にある寝椅子で「神が作ったもの」(597B) —— 彼はまた「神は……眞にあるところの寝椅子の眞の作り手」であり、「本性（実在）としてのただ一つなる寝椅子を作り出された」(597D) という—— であり、もう一つは「大工の作品としての寝椅子」、そして最後が「画家の作品としての寝椅子」である。このうち、神と大工（職人）とは「寝椅子の製作者・作り手」であるのに対し、画家は決してそうではない。彼はプラトンの言葉によれば、「先の二者が製作者として作るものを真似る（描写する）者」(597E) なのである。つまり、彼は「本性（実在）界にあるそれぞれのもの自体」をではなく、「職人たちが作った製作物」を真似るのであるが、それも「実際にあるとおりに真似る」のではなく、「見えるとおりに」、「実際にあるものをあるがままに真似て写す」のではなく、「見える姿を見るがままに真似て写すこと」、「見かけを真似る描写」をおこなうのである (598A-B)。そして、このことはまた悲劇作家も同様である。こうして、

「本性（実在）から遠ざかること第三番目の作品を産み出す者を、〈真似る者〉（描写家）と呼ぶ」(597E)

「悲劇作家もまた、……いわば眞実（実在）という王から遠ざかること第三番目に生まれついた素性の者だ、ということになるだろう。そして他のすべての〈真似る者〉（描写家）もまた同じことだ」（同）

《君主の鑑》(2)

というのである。

プラトンのいわんとすることは、もはや明らかであろう。要するに、彼は画家や詩人たちのおこなっている「ミマーシス」(対象を真似て描写すること=模倣)の、その対象が決して直接イデア(真実在・本質・本性)ではなく、日常の感覚的な世界に見られるさまざまな個物(大工の作る寝椅子のような)やもしくは特定の感覚像(「実際にある」のではなくて、「そう見えるところのもの」、「ほんとうにけっしてあるのではないもの」、あるいは「見える姿」)である以上、彼らの作品のなかで描かれるものは「本性(実在)から遠ざかること第三番目」、「いわば真実(実在)という王から遠ざかること第三番目」にすぎない、といっているのである。

そうだとすれば、彼らのおこなう模倣という行為はプラトンにとっては、決定的に価値の低いものと考えられざるをえない。即ち、例えば画家は「靴作りや大工やその他の職人を絵にかいてくれるだろうが、彼らはこれらのどの職人の技術についても、けっして知ってはいないのだ。だがそれにもかかわらず、上手な画家ならば、子供や考えのない大人を相手に、大工の絵をかいて遠くから見せ、欺いてほんとうの大工だと思わせるだろう」(598B-C)し、詩人は詩人で、「何も知らない多くの人々に美しいと見えるようなもの、そういうものを真似て描写することだろう」(602B)という評価を否応なく下されることになる。つまり、プラトンにおいては、「要するに〈真似ごと〉とは、ひとつの遊びごとにほかならず、まじめな仕事などではない」(602B)と厳しく断罪されるのである。

画家や詩人たちに対するプラトンのこうした断罪は彼らが人間性の低位の部分——即ち、「魂のなかの理知的部分」(602E),「最善の部分」(603A)ではなく、「われわれの内にある低劣な部分」(603A),「思慮(知)から遠く離れた部分」(603B)——に訴えて、ある効力を發揮しようとしていると判断される点において頂点に達する。プラトンによれば、彼らがおこなっているのは人間の「思慮ぶかく平静な性格」への働き掛けではなくむしろ「感情をたかぶらせる性格」への働き掛けであり、「お祭りのときとか、劇場に集まってくる種々雑多な人たち」(604E)を相手にすることなのだ。「だから明らかに、真似を事と

獨協法學

する作家（詩人）といふものは、もし大勢の人々のあいだで好評を得ようとするのであれば、生来けっして魂のそのような部分に向かうようには出来ていなし、また彼の知恵は、けっしてその部分を満足させるようにはつくられてはいない。彼が向かうのは、感情をたかぶらせる多彩な性格のほうであって、それはそのような性格が、真似て描写しやすいからにほかならないのだ』（605A）。このようにして、いわゆる〈詩人追放論〉は、いよいよ終幕を迎えることになる。

「こうして、いまやわれわれは、正当な理由をもって作家（詩人）をとらえ、彼を画家の片割れと規定することができるだろう。なぜなら、真理とくらべれば、低劣なものを作り出すという点でも画家に似ているし、また魂の同じく低劣な部分と関係をもち、最善の部分とは関係をもたないという点においても、彼は画家とそっくりだからだ。このようにしてまたわれわれは、いまや、一国が善く治められるべきならば、その国へ彼を受け入れないとの正当な理由をもつことになるだろう。ほかでもない、彼は魂の低劣な部分を呼び覚まして育て、これを強力にすることによって理知的的部分を滅ぼしてしまうからだ。それはちょうどひとつの国家において、たちの悪い連中を権力者にして國をゆだね、よりすぐれた人々を滅ぼしてしまうようなもの。それと同じく、真似を事とする作家（詩人）もまた、人間ひとりひとりの魂のなかに悪しき国制を作り上げるのであると、われわれは言うべきだろう、——魂の愚かな部分、どちらがより大きいか小さいかも識別できずに、同じものをときには大と思いときには小と思うような部分の機嫌をとり、自分は真理からはるかに遠く離れて、影絵のような見かけの影像を作り出すことによってね』（605A-C）

さて、プラトンが彼の国家から詩人（画家・芸術家）を追放せざるをえなかった理由は、以上の長い説明によってほぼ了解されたであろう。『第七書簡』のなかで、「わたしは、国政にせよ個人生活にせよ、おおよそそのすべての正しいあり方といふものは、哲学からでなくては見きわめられるものではないと、正しい意味での哲学を称えながら、言明せざるをえませんでした」（326

『君主の鑑』(2)

A) と述べていた彼にとって、詩（芸術）こそはその哲学が乗り越えねばならぬ最大の障壁であった。それほど詩は本来的に伝承的権威によって支配された当時の知的世界にあって、多くの青年や市民の心をつよくとらえていた。即ち、「プラトン以前のギリシア文学といえば主に詩のことであり、前5世紀の人々にとってはまさに詩人が青年と国の教育係であった¹³⁵」のである。

確実な知識（イデア）を根拠にしなければ、正しい国家の存立はありえない、とするプラトンには、だからイデアに直接基づかず、人間の「思慮ぶかく平静な性格」にではなく、もっぱら「感情をたかぶらせる性格」＝「魂の低劣な部分」に向かって働き掛け、いわば「お祭りのときとか、劇場に集まつてくる種々雑多な人たち」を相手にするような、そうした詩は断じて容認されてはならなかつた。もちろん、プラトン自身、学者であると同時にすぐれた詩人でもあったことはよく知られているところである。彼はホメロスへの畏敬の念を決して隠してはいない。したがつて、むしろ詩に対する彼の攻撃の意味については、カッシーラーとともに次のように理解しておいたほうがよいかかもしれない。

「プラトンが戦い否定するのは、詩それ自体ではなく、詩のもつてゐる神話を作る機能である。彼にとっても他のいづれのギリシャ人にとっても、この二つのものは不可分のものであった。大昔から詩人たちは眞の神話作者であった。ヘロドトスが述べたように、ホメロスとヘシオドスとは神々の系譜を作り、その形姿を描き、その職務や権限を定めたのであった。ここにプラトンの『国家』にたいする眞の危険が存在していた。詩を認めることは、神話を認めることを意味しているが、しかし神話を認めるならば、すべての哲学的努力は無効となり、プラトンの国家の基礎そのものを堀りくづすことにならざるをえない。理想国家から詩人たちを追放することによってのみ、学者の国家は破壊的な敵対勢力の侵入から守られうるであろう。」¹³⁶

いづれにせよ、プラトンはこのようにして政治における詩の機能を否定し、彼の理想国家から詩人を追放したのであった。そして、この〈詩人追放論〉を内に含むいわゆる〈芸術模倣（ミーメシス）説〉の思考枠組のなかで、私たちの問題とする「鏡」という発想もまた彼においてはマイナスの評価を受けねばならなかつた。もう一度繰り返すことになるが、彼は鏡というものが決して事

獨協法學

物の真実を写すものではなく、ただ「そう見えるところのもの（写像）」、「けっしてほんとうにあるのではないもの」を写しだすにすぎない、と考えたのである。

したがって、私たちは、「手本」、「模範」、「モデル」となる君主の姿を鏡（鑑）に写してみせるという意味で〈君主の鑑〉と名付けられる文学ジャンルのなかでは、プラトンはむしろ例外として位置づけられるということを改めて確認しておきたい。確かに、彼の『国家』は西欧政治思想史に比類のない刻印を記してきたし、彼の描く政治支配者像はその後の君主たちに一つの理想像を提供するものとならないはずはなかった。しかし、それにもかかわらず、〈洞窟〉の薄暗がりのなかから抜け出すことによって、ただひとり〈善のイデア〉を認識し、それを具現する資格を排他的に賦与された〈哲人王〉の超越的なイメージは、「有名な君主の人格的高潔性や経験の才を強調して伝記的に描いた」り、「歴史上の人物を高度に理想化し、詩的に描いた」り、はたまた「統治のための実用的な規則、原理、規範を示し」たりすることによって、現実の支配者の教育を意図する〈君主の鑑〉の作家たちの対象圈に収められるにはあまりにも理念的で高踏的すぎるにちがいない。

〈君主の鑑〉(*Speculum Principum*)とは何か、をまず、その「鑑」(*Speculum*)という意味に着目して、理解しようとする試み（ここでは、プラトンの場合をみてきたわけであるが）、いいかえれば〈君主の鑑〉の理論構造の考察は、以上のことを確認したうえでひとまず小休止しておきたい。以下においては、その「前史」としてギリシアに引き続いて、ローマの場合を見てみるとしよう。

2 ローマ

キケロ (*Marcus Tullius Cicero, B. C. 106-43*) ——ローマ時代の代表的な政治著作家としてまず挙げねばならないのは、なんといってもキケロであろう。彼は実に数多くの作品や書簡を遺しているが¹³⁷⁾、なかでも『国家論』(*De Re Publica, B. C. 54-51*)、『法律論』(*De Legibus, B. C. 52-45*) および『義務

『君主の鑑』(2)

論』(*De Officiis*, B. C. 44) は彼の政治思想を知るうえで不可欠な文献である¹³⁸⁾。これら三書は私たちが見てきたような、イソクラテスの『ニコクレスに与う』やクセノフォンの『キュロスの教育』、『ヒエロン』といった、それ自身ではっきりと『君主の鑑』のジャンルに入ってよいような著作ではない。しかし、そのなかには、私たちの課題にとって無視できない問題が含まれている。まず、例によって彼の時代と生涯を振り返っておこう¹³⁹⁾。

キケロは前106年に、ラティウム地方のアルピスム（ローマ南東約100キロ付近、現在のアルピノ市）で騎士階級に属する家庭の長男に生まれた。プルタルコスの語るところによると、キケロという名前はラテン語のキケル(cicer)即ち豆の一種を意味しているが、彼は長じて後、「彼が官途に就いて国政にたづさわった時、友人たちからこの名前を避けて改めるがいいと意見された時に、昂然として、キケローという名前をスカウルス家（「足萎へ」を意味する名前の家柄）やカトゥルス家（「小犬」を意味する名前の家柄）の人々よりも有名なものにするつもりだと言った」¹⁴⁰⁾という。

ローマ市内にあった父親の別邸で幼少年期を過ごすが、その間ギリシア、ローマの学芸全般について学んだ。当時高名な学者であったアエリウス・スティロのもとでも学んだが、この時の学友に後にローマ第一の百科全書家となるウアロがいた。前89年、一年間の兵役義務を果たした後、再び勉学に復帰し、大神官スカエウォラについて法律学を修めた。また、ローマを訪れたギリシアのアカデメイアの学頭フィロンの講義やロドス学派の学頭アポロニオス・モロンの講義を聞いた。

キケロの名が公に知られるようになるのは、まずその法廷弁論によってである。前80年、時の権力者スラの配下の陰謀によって無実の罪に問われていたロスキウスなる青年を弁護し勝訴を勝ち取った（『アメリカのロスキウス弁護』*Pro Roscio Amerino*)¹⁴¹⁾。この勇気ある弁論活動は一躍彼を法曹界の寵児にした。翌年、27歳の彼は財産家の娘で政治的関心のつよいテレンティアと結婚。前79—77年の2年間、スラの恐怖政治を避けてギリシアやロドス島に滞在する。アカデメイア学派の哲学者アンティオコス、エピクロス学派のゼノン、ストア派のポセイドニオスの講義を聞いたのはこの時期である。やがて帰国

し、前75年には財務官 (*quaestor*) に選出されシケリア島に赴く。前70年、この地で地位を悪用して不正蓄財をおこなっていた総督ウェレスを告発する(『ウェレス弾劾演説』)¹⁴²⁾。こうして社会的名声を確立した彼はローマ政治の中心部へと入って行く。即ち、前69年には按察官 (*aediles*)、前66年には法務官 (*praetor*)、そして前64年には共和制ローマの最高官職たる執政官 (*consul*) に選ばれる。齢42歳の時である。これは騎士階級出身で祖先に高官をもたぬいわゆる「新人」 (*homo novus*) としては異例のことであった。

執政官としてのキケロが直面した最大の問題は没落貴族ルーキウス・カティリナによる共和制転覆の陰謀を暴露し、この企てを未然に防ぐことであった。カティリナは前64、63年の二度にわたって執政官選挙に敗北したあげく共和制の武力転覆をもくろんでいた。しかし、それは必ずしも彼一人の計画とはいえないかった。その背後にはより直接的には独裁者スラの国制変革以来の、そしてより根本的には「グラックス兄弟の改革」(前133—121) の挫折以来の、末期共和制内部の政治力学が働いていた。即ち、ローマは共和制の初期以来、相次ぐ対外征服の結果、莫大な公有地を手に入れていたが、その過程は同時に中小農民層の没落もあった。この傾向は第二ポエニ戦争以後ますます顕著になり、富裕階級は公有地ばかりではなく没落農民の土地をも収奪して奴隸労働による、いわゆる「ラティフンディウム (大土地経営)」を行っていった。前136年、シケリアで大規模な奴隸反乱が勃発したのはこうした過程の必然的結果であった。ここにおいて、グラックス兄弟は土地問題の解決 (例えば、「農地法 *lex agraria*」) を目指すべく元老院の権限の大幅な縮小を始めとする国制全般の根本的改革を図ろうと試みたが、その試みはそれ自体「政務官職」 (*magistratus*)・「元老院」 (*senatus*)・「民会」 (*comitia*) の三者の均衡のうえに成り立つ〈共和制〉 (*res publica*) の伝統と抵触する性格をつよくもっていたがために、とくに富裕な名門階級や元老院貴族の反感を買わざにはおかなかった。彼らの企ては結局挫折し、これ以後、階級分裂を決定的に修復できないままローマ共和制は閥族〔貴族〕派 (*optimates*) と民衆派 (*populares*) との政治抗争を機軸として、アウグストゥス (Gaius Octavius Augustus, B. C. 63-A. D. 14) による「元首制」 (*principatus*) の成立 (B. C. 27) にいたるま

《君主の鑑》(2)

での、「100年の内乱」に突入することになる。

この内乱の主役は軍人政治家たちであった。彼らは深刻化する階級分裂の進行のなかで、それまでの伝統的な軍隊のあり方（つまり自弁で武装する資力をもった有産市民の無給による自発的参加）が突き崩され、無産市民が有給で兵役につくようになった状況（これは困窮した無産階級の救済策としてグラックス兄弟によってその道が開かれていた）を巧みに利用しようとした。例えば、そのうちの一人マリウスは軍司令官として緊急の際には「不正規軍」(*tumultuarius exercitus*) を編成しうる権限を利用して、装備と俸給を支給された無産の志願兵を組織化したのであった。その結果、彼らは兵役を市民の神聖な義務というよりは生活のために自ら選んだ職業とみなし、除隊は解雇ないし失業と考えるようになった。ここに、軍司令官と兵士とは保護者(*patronus*)と被保護者(*clientes*)であるという意識が成立し、兵士は国家のために戦うというよりも軍司令官のために戦うというようになり、逆に軍司令官も兵士を国家目的のためにではなく、政争のために利用するようになる。こうして、私兵化されるようになったローマ軍隊はそのまま閥族派と民衆派との対立抗争のなかで、軍人政治家たちの権力闘争の道具として扱われていく。閥族派のマリウス、マリウスを打倒すべく恐怖政治を敷いたスラ、その部下でのちに民衆派に転じたポンペイウス、さらにはあの民衆派のカエサル、アントニウス、そしてオクタヴィアヌス（のちのアウグストゥス）、彼らはみなこのような軍人政治家にほかならなかった。

カティリナの陰謀事件（前63—62年）が起こったのは、まさにこの政治状況のなかにおいてである。彼は当初スラの副官を勤めていた関係上、スラ派に属していたが、スラ派の没落の後には属州アフリカの総督などを歴任した。そして、前64年と前63年に執政官に立候補したが、そのいずれにも望みを果たすことができなかつた。彼は「豪胆で大望を抱き術策に富んだ性格」の持主で、「いろんな大罪を行った他処女であった自分の娘を犯しかつ自分の弟を殺したというかどで告発されたことまであった¹⁴³⁾」（ブルタルコス）のような人物であった。執政官に選出されなかつた彼は自暴自棄になり、ついに共和制転覆の拳に出ようとしたのであった。

この陰謀事件を解決することが執政官としてのキケロの責務であった。それはまことに困難な仕事であった。カティリナの張り巡らした陰謀の網の目は国政の中心たる元老院にまで及んでいたのである。キケロが元老院にこの危機の深刻さを理解させるには並たいていの努力では到底足りなかった。それは大いなる力業を必要とした。暴力による国制転覆を図ろうとするカティリナ一派に対してキケロに残された唯一の武器はその華麗な雄弁=言葉であった。前63年11月8日、危うく暗殺を免れた彼は元老院においてカティリナ派弾劾の熱弁を振るった。この演説は以後4回にわたっておこなわれた（『カティリナ弾劾演説』*In Catilinam*)¹⁴⁴⁾。その結果、カティリナは国家の公敵と宣言された。彼はローマ北方エトルリアへと逃亡したが、捕らえられ翌年1月5日、処刑された。

この事件で国家の危機を救ったキケロは多くのローマ市民から「祖国の救援者および建設者」と称えられ、民会においては閥族派のカトゥルスの発議により「祖国の父」(*pater patriae*)という称号が与えられた¹⁴⁵⁾。しかし、彼の絶頂期はここまでであった。カトゥルス派からは称賛の嵐を浴びた彼も民衆派のカエサルやクラッススらからは決して快く思われなかつた。彼らはカティリナの処刑に反対していただけでなく、カティリナを背後からけしかけていたふしあえあった。一方、外地にあって陰謀鎮圧の功績をキケロに一人占めされたポンペイウスも内心面白いはずはなかつた。

前60年、第一次三頭政治がポンペイウス、クラッススおよびカエサルの間に成立する。この三者の提携にキケロは協力を求められるが、権力政治への加担を嫌って拒否する。翌年、カエサルが執政官に、クロディウスが護民官(tribuni plebis)となる。このクロディウスは以前キケロが裁判で敵対した当の相手であった。彼はカティリナ事件に対するキケロの処置を不当とし、キケロを起訴する。身の危険を察知したキケロはローマを脱出し、マケドニアのテッサロニカにある友人宅に追放の身を送る。追放が解けて市民の熱狂的歓迎のなかでローマに帰還するが、ますます強化されていく三頭政治のなかで彼の政治行動は困難を極めることとなる。前49年、カエサルがルビコン河を渡り、ここに内乱が勃発した。小アジアのキリキア総督であったキケロはその時任期を終え

『君主の鑑』⁽²⁾

てローマに戻っていた。彼はカエサルに書簡を送り、ポンペイウスとの和解を進言するが、不調におわり、やむなくポンペイウスの陣営に組みすることになる。しかし、実戦には加わらなかった。そのポンペイウスがカエサルに敗退し、カエサルは独裁官(*dictator*)となる（前46年。任期は最初10年間、前44年には終身となる）。キケロはカエサルの報復を恐れつつ日を過ごすが、前44年、カエサルがブルトゥスらに暗殺されると、再び政界に復帰し、共和制の擁護と再建のためにアントニウスと激突する。全14回にわたるアントニウス弾劾の演説（『ピリッピカ』*philippicae*⁽⁴⁶⁾）はその過程でおこなわれた。彼の戦略はカエサルの養子オクタヴィアヌスを動かしてアントニウスを追い落とし、それからオクタヴィアヌスにとどめを刺すというものであった。しかし、それは彼の意図通りには運ばなかった。前43年、オクタヴィアヌス、アントニウス、レピドゥスとの間に第二次三頭政治が成立し、ついにキケロの命運はここに尽きた。12月7日、彼は殺され、その首と『ピリッピカ』を書いた両手とは切断されてアントニウスの命によりローマの船嘴（ロストラ）演壇にさらされた⁽⁴⁷⁾。

さて、キケロが投げ込まれていたのは、まさにこのような軍人政治家たちの激しい権力闘争の渦巻く時代であった。依然として止むことを知らぬ大規模な外征と絡み合った、都市ローマを中心とするこの内乱の時代の特徴を一言で表現すれば、それはさしつめ『落日のローマ共和制』ということになるであろう。確かに、キケロの時代のローマはそれまで優に4世紀以上の命脈を保っていた「共和制」の体制的危機にあえいでいたのである。そして、ほかならぬこの時代状況こそが彼をして『国家論』（*De Re publica*）の執筆を促した直接の動機だった（この書物は第一次三頭政治の成立と内乱の勃発との間に書かれた。）のであり、そこで彼は彼の理想とする国家のあり方「共和制」を提示することによって、ローマ国家の再建の道を模索しようとしたのである。

「事実、私〔スキピオ〕はすべての国家のなかで、体制においても、秩序においても、統治においても、我々の父親がかつて祖先から引き継ぎ、我々に伝えた国家に比肩できるものはまったくないことを確認し、信じ、断言する。も

し異存がなければ、その国家が——あなたがた自身理解していたことをさらに私から聞くことを望んだのであるから——どのような性質であり、同時に最善であることを私は示そう。そして我々の国家 (*nossa res publica*) を例として用い、國の最善の政体について私がのべようとする話のすべてを、できるならばそれに合わせることにしよう。」¹⁴⁸⁾

『国家論』はキケロよりも前の世代のローマの將軍スキピオ（小アフリカヌス）を主人公として、彼のもとに集まるいわゆるスキピオ・サークルの人々との対話という形式で書かれている。これはプラトンの『国家』がソクラテスを主人公とする対話編であるのと同じ形式で、事実キケロはプラトンを模倣して執筆している。それはともかく、彼はこのようにスキピオの口を借りて、彼にとっての、最善の國家が「我々の父親がかつて祖先から引き継ぎ、我々に伝えた国家」＝〈共和制〉(*res publica*) にほかならないことを明言する。この点をしっかりと確認するために、彼の言葉をもう一つ引用しておこう。

「ローマの国はいにしえの慣習と人によって立つ。／彼〔エンニウス〕はこの詩行を、簡潔と真実のゆえに、あたかもある予言から得てのべたように私は思われる。事実、国がそのような慣習をもたなかつたならば、人のみがかくも大きく、かくも広遠に支配する国家を建設することも、そのように長く継続することもできなかつたであろう。したがつて我々の記憶以前に父祖の慣習そのものがすぐれた人々を生み出し、卓越した人が昔の慣習と祖先の制度を維持したのである。しかし我々の世代は、国家を古色蒼然であるにせよ、すぐれた絵画のごとく受け取つたとき、その元の色彩で修復することとなおざりにしたのみならず、少なくともその形といわば大体の輪郭を保つことすら配慮しなかつた。事実、彼がそれによってローマの国が立つ、とのべた昔の慣習のうち、一体何が遺つてゐるのか。」¹⁴⁹⁾

このように、ここで彼はローマ詩人エンニウス (B. C. 239-169) の詩の一节——「ローマの国はいにしえの慣習と人によって立つ」(*Moribus antiquis*

《君主の鑑》(2)

res stat Romana virisque.) ——を引用しながら、ローマにとって、あるべき国家 (*res publica*) とはひとえに「父祖の慣習そのもの」(*mos ipse patrius*), 「昔の慣習と父祖の制度」(*vetus mos ac maiorum instituta*) に基づくものでなければならぬことを繰り返し、それが喪われているところに現在の危機の根本原因がある、と主張しているのである。

ところで、キケロのいうこの「父祖の慣習そのもの」、「昔の慣習と父祖の制度」としてのローマ国家とは政治制度のうえでいえば、〈共和制〉を指すことは繰り返すまでもないが、その点を彼はプラントやアリストテレス、そしてとりわけポリュビオスの「混合政体論」の伝統¹⁵⁰⁾にのっとって以下のように展開している。まず、

「王制においては、他の人々は共同の法および審議からまったく省かれている。また貴族の專制においては、民衆は共同の審議や権限の一切から除かれているゆえに、自由にあづかることはほとんどできない。またすべてが国民によって運営されるとき、たとえその国民が正しく慎重であったとしても、公平そのものは身分の段階をもたぬゆえに不公平である。」¹⁵¹⁾

したがって、これら単独の政体がもつそれぞれの欠点のゆえに、王制は僭主〔独裁〕制に、貴族制は寡頭制に、そして民主制は衆愚政治に堕落する、と彼はいう。即ち、「それらの国家のどの種類をとっても、急な滑りやすい道が、すぐ傍らのある墮落した形に通じていないものはない」¹⁵²⁾だけでなく、「国家の政体は、あたかもも鞠のごとく、王から僭主へ、また僭主から指導者たちへ、あるいは国民へ、後者から党派へ、あるいは僭主へと互いの間を投げ移され、國家の様式は比較的長い間、同一のまま保たれることはない」¹⁵³⁾のである。では、こうした「国家における〔政体の〕変動と変転をともなう循環」¹⁵⁴⁾から脱出して真に安定した国家生活が得られる道は、どこにあるのか。ここにおいて、彼はその筋道を次のようにスキピオに語らせる。

「私は最初に述べたこれら三つのもののなかから適度に混ぜ合わされた、い

わゆる第四の種類の国家をもっとも是認すべきだと考える。」¹⁵⁵⁾

「最初の三つの種類のなかで王制が私の考えでははるかに優れているが、他方最初の三つの国家の様式から均等され、混ぜ合わされたものは、王制そのものに勝るだろう。なぜなら国家には若干の卓越した、王者に似たものがあり、若干の権力が若干の指導者に分け与えられ、若干の事柄が民衆の判断と意志にまかされるのがよいと思われるからである。この体制はまず自由人があまり長く欠くことのできぬ一種の大きな公平と、さらに安定をそなえている。あの最初の種類は容易に反対の欠陥に変形するため、王から専制支配者が、貴族から党派が、国民から混乱した群衆が生じ、また種類そのものがしばしば新しい種類に変えられる。だがこのことは結び合わされ適当に混ぜ合わされた国家の体制においては、指導者に大きな欠陥のないかぎりほとんど起こらない。各人がその地位に確固として配置され、真っ逆さまに落ち込む陥穰がないところで、变革の原因があるわけではないからである。」¹⁵⁶⁾

では、キケロにとって、三つの単純政体——王制、貴族制、民主制——から適度に構成される第四の混合政体としての〈共和制〉の一層具体的な制度内容とはどのようなものなのでしょうか。

「あなたがたは私がはじめにのべたことを心に留めていただきたい。即ち、権利と義務と任務の等しい釣り合いが国に存在することにより、充分な権力が政務官に、充分な権威が指導者〔元老院〕の審議に、充分な自由が国民にあるのでなければ、国家のこの政体は不变に保たれ得ないのである。」¹⁵⁷⁾

さて、キケロが「政務官」、「元老院」、「民会」の三つの機構からなる伝統的な〈共和制〉を最善の国家体制と考えていたことをこれ以上説明する必要はないやないであろう¹⁵⁸⁾。彼はこのような「父祖の慣習」、「昔の慣習と父祖の制度」が軍人政治家たちの権力的野望によって踏みにじられ、瀕死の状態に陥っているところにこそ時代の危機の真の原因があるとみなした。そして、その伝

『君主の鑑』(2)

統を回復する以外にローマの国家的蘇生はありえないと考えていたのである。この場合、彼はこれら三つの政治機構のうちで、何を最終的な権威としていたのであろうか。いうまでもなく、それは彼自身の政治経験も示唆するように、元老院である。『法律論』で彼はこういっている。

「つまり、こういうことになるわけだ。元老院が国政審議の主役となり、その決議をみんなが支持するということになれば、そして、国政の運営が元老院の意向によって行われることを他の機関が望むということになれば、表面上の権力は国民にあるが、実質的な権威は元老院にあるという、いわば権限の均衡によって、あの中庸を得た調和的な国家体制が維持されることになるのだ。それに、つぎの規定が守られれば、なおさらそういうことになるはずだ。『元老院ニハ腐敗ガアッテハナラズ、他者ヘノ模範トナラナケレバナラナイ』というのがそれだ。」¹⁵⁹⁾

いずれにせよ、このようにして、キケロは元老院階級の指導的な人々を中心とする〈共和制〉の復権にローマ政治の立ち直りをつよく期待していた。しかし、それは既に剥き出しの暴力（ウルティマ・ラティオ）を前面に押し出して恫喝と陰謀と駆け引きのみ横行する、軍人政治家たちの権力政治のまえでは所詮、現実性の乏しい復古的な主張でしかなかった。ポンペイウス、カエサル、アントニウス、オクタヴィアヌスといった時の権力者たちとの対応関係からみて、彼はしばしば無節操な日和見主義者にすぎないと指弾される。しかし、それも角度をかえてみれば、〈暴力〉を排しあくまで〈言葉〉の立場に付こうとした、私兵をもたぬ文人政治家としての、やもうえざる態度といってよいかも知れない。それにしても、彼の死は政治における力と理性との関係の一つの、あまりにも悲劇的な事例を私たちに提供している。

「いかなる権力も、多数の憎悪にはうち克てないということは、今まで知られなかつたけれども、最近に悟られたことである。國家が、武力のために、余儀なく、その支配に服し、死後といえども、いよいよ卑屈に服従しているこ

獨協法學

の暴君〔カエサルのこと・引用者〕の死が、民衆の憎悪のいかに恐るべきものであるかを例証しているのみならず、他の専制君主の同じような運命もまた同様であって、彼らの中で、かかる非業の死を免れた者は、未だかつて殆どないのである。何故ならば、恐怖は物を永続せしめるうえには、心細い守護者であるが、これに反して、情愛は忠実にして、それを永続せしめる守護者であるから。」¹⁶⁰⁾

「自由な国家において、わざわざ人より恐れられる立場に身をおく者は、狂人中の狂人である。」¹⁶¹⁾

これはキケロが再晩年、即ち彼の死の前年（前44年、62歳）に、息子、マルクス・キケロに宛てて書いた『義務論』のなかの一節であるが、同年の春三月、ブルトゥスらによって暗殺された独裁者カエサルを彼はこのように批判している。おそらく、これらの言葉は彼の嘘偽りのない気持ちであったろう。この著作のなかにも、政治支配者の心得について述べた文章が随所にみられるが、ここでは再び『国家論』に立ち戻って、彼のいうところに耳を傾けておこう。『国家論』は第五巻および第六巻で、国家の指導的政治家に必要な資質について論じているが、そこにみられるのは圧倒的にその倫理性の強調である。即ち、それらをいまアト・ランダムに抜き出せば、「昔の慣習と祖先の制度を守ること¹⁶²⁾」「公正であること¹⁶³⁾」「有能な家長であること¹⁶⁴⁾」「法とおきてに精通していること¹⁶⁵⁾」「称賛と名誉を求めるこ¹⁶⁶⁾」「市民の幸福な生活を追求すること¹⁶⁷⁾」「徳、労働、勤勉であること¹⁶⁸⁾」「英知をもつこと¹⁶⁹⁾」「正義と義務を重んじること¹⁷⁰⁾」といった内容である。

要するに、これらは容易に察せられるように、ギリシアの政治学説の忠実な踏襲といってもよいものであり、事実彼は彼の理想とする人物、スキピオをはじめとする『国家論』の対話の主人公たちを「自國と祖先の慣習に加えて、さらにソクラテスの創始になる外来の学問を身につけた¹⁷¹⁾」指導者として称えてもいるのである。ともあれ、最後に、私たちにとって興味深いのは、彼がプラトンにはみられなかった発想、つまり「手本」、「模範」、「モデル」となる政治支配者を市民たちに対する「鑑」(speculum) としてとらえる考え方をはつ

『君主の鑑』(2)

きりと言葉にして提出している点である。このことは次にとりあげるセネカとともに、やはりおさえておかねばならぬ一つの結節点である。

「ラエリウス『私の期待していたその者にあなたがどのような義務と任務を負わせようとするのか、いま私は分かった』。

アフリカヌス『もちろん、このほとんどただ一つの義務と任務をである——というのは、この一つに他のほとんどすべてが含まれるのだから——それはつまり自ら自己を観察し考量することを決してやめず、自己を見習うよう他の人々に呼び掛け、自己の性格と生活の卓越によって自己をいわば市民の鑑 (*speculum*) として示すことである。』」¹⁷²⁾

セネカ (lucius Annaeus Seneca, B. C. ?4-A. D. 65) ——キケロが〈共和制〉と運命をともにした文人政治家であったとすると、セネカは〈帝制〉を代表する学者であり政治家である。しかも、同じように血生臭い権力闘争のただなかに投げ込まれて、同じような悲劇的な最後を遂げた。エピクロス派、ストア派、アカデマイア派の三つの哲学を学びそれらの折衷的な考え方をとったキケロと比べると、セネカはもっとはっきりとストア派の学者ということができる。

ところで、キケロとは異なってセネカはなんら本格的な政治論をほとんど残してはいないが、彼が時の皇帝ネロ (Nero Claudius Caesar, 在位54—68) のために執筆した『寛容（慈悲深き）について』 (*De clementia*, 55/56)¹⁷³⁾ こそは、私たちの課題からいって、もっとも注目に値する作品である。L. K. ボーンはこれを「ラテン世界における最初の〈君主の鑑〉」¹⁷⁴⁾ と位置づけている。確かに、この書は公正な統治者の施すべき仁政について真正面から論じ、暴政への警告を発したものとしては、西欧世界でもっとも早い時期に書かれた文献の一つであろう。と同時に、またずっと後のカルヴァン (Jean Calvin, 1509-64) やモンテーニュ (Michel Eyquem Montaigne, 1533-92) らに与えた影響力の点においても看過できないものを、それは含んでいる¹⁷⁵⁾。

しかし、〈君主の鑑〉と名付けられる、おびただしい数の著作を全体として

獨協法學

問題にし、それらから共通に取り出すことのできる一般的性格とは一体、いかなるものかを探ろうとする私たちの課題からいって、この作品がとりわけ重要なと思われるのは、そこでセネカがあるべき理想の君主の姿を現実の君主のために「鏡（鑑）」（*speculum*）に写しだしてみせる、という意識を明瞭にもつておる、それをはっきりと言葉で用いているという点である。この点をボーンはなんら指摘してはいないが、決しておろそかにされてはならぬ問題を秘めていると思う。その点については後で改めて取り上げることにして、ここではセネカのいうところを早速聞いてみることにしたい。『寛容について』の冒頭は次のように始まっている。

「ネロ皇帝陛下、私は〈寛容〉（*clementia*）について書き記し、それを鏡（*speculum*）として役立てていただくべく、またそれによって陛下ご自身に対しまして、陛下が至上の喜びに到達される運命をお持ちの方であることを明らかにするべく、筆をとった次第であります。」^[176]

セネカの生きた帝政初期という時代、皇帝は文字通り国家権力の排他的な独占者となつた^[177]。とくに、刑事事件において訴訟の手続き、判決、量刑について規則や法原則に縛られない新たな制度、即ち皇帝裁判が常例の陪審裁判と並んで行われるようになった。共和政期ではほとんど消滅していた死刑も復活し、残忍な方法で執行されもした。こうしたことのある程度念頭にいれて、『寛容について』を読む必要があるが、そこで彼がありうべき君主として描いている像は次のようなものである。

「國家のあらゆる部分を自分自身の一部のごとく、時に応じた配慮によって指導し、育成する人、罰することが益になるとしても、過酷な手段に訴えることを避け、より穏やかな措置をとろうとする人、あらゆる敵意や残忍さから自由な人、権力行使にあたっては寛容さをもち、それを人々の善のために用いて、称賛を受ける人、民衆を自分自身の良き運命の共有者にさせることができるならば、非常に幸福であると考える人、物腰が柔らかで、近づきやすい人、

『君主の鑑』(2)

正当な訴えを取り上げ、不正な者にさえ穏やかな措置をとって民衆の愛情をかちとれる人、そういう人が国家全体を愛し、護り、崇めるのであります。」¹⁷⁸⁾

理想的な君主たるべきことの第一の特性は事にあたっての〈寛大な精神（慈悲深さ）〉(clementia)であるとする思想は、既にこれよりも早い時期の著作で彼の実兄アンナエウス・ノバトゥスに宛てて書かれた『怒りについて』(De ira, c. 41)¹⁷⁹⁾のなかにおいても同様にみることができる。このなかで彼はいかにもストア派の学者らしく、〈怒り〉(ira)という「あらゆる感情のうちで取り分け疎ましく気狂いじみたこの感情¹⁸⁰⁾」がどれだけ人間性を破壊してやまないものであるか、をさまざまの事例を引き合いにだして指摘し、それを抑えて精神の平静を保って生きていくところにこそ人間の幸福があることを諄々と説いている。彼がそうした思想をとりわけ人を支配する立場にある歴史上の政治権力者たちに言及しつつ語っている箇所を引用してみよう。

「周知のように、僭主の殺害を謀った例の首謀者は、その計画が成就しないうちに捕らえられ、ヒッピアスの拷問を受け、共謀者を白状させられた。彼は僭主を取り巻く幾人かの側近の名前をあげた。それが実は、僭主からすれば、自分の安泰をいちばん大切にしてくれるとばかり思い込んでいた者たちであった。共謀者の名前があげられるやいなや、ヒッピアスはそのひとりびひとりの処刑を命じた。そして最後に、誰かまだいるかと問われると、首謀者は言った。『あなただけだ。あなたを大切にする者は、他に誰ひとり余していないのだ。』怒りの結果は、僭主が自分の殺害首謀者に手を貸して、自分の味方までも自分の剣で殺すことになったのである。これに比べると、アレクサンドロス大王のほうが遙かに太っ腹ではなかったか。王は母親からの手紙に、医師フィリップスの毒薬に要心せよと注意があるので読んだ。そのあとで王は一服の薬をとって、それを怯む様子もなく飲み込んだ。王は親しい家来については一層自分の判断を信頼した。王は親しい家来を無罪と認め、無罪にすることのできる人物であった。私が王のこの点を特に称えるのは、王ほど怒りに溺れやすい者はなかったからである。しかし、国王たちに寛大さが希薄であればあるだけ、この

獨協法學

ことは一層多く賛め称えてよいことである。カエサル皇帝も寛大さを示した。帝は内戦の勝利を非常に温情深く活用した人である。帝がグナエウス・ポンペイウスあての手紙の幾箱かを押収したことである。その差出人は敵側か中立側かに属すると見られた人たちであったが、帝はそれらをことごとく焼き捨てた。帝が控え目に怒ることは時々あったが、しかし自分ではむしろ怒りに駆られないことを望んだ。人を赦す最も好ましい方法は、人がどんな罪を犯したかを知らないことである、と帝は考えたのである。」¹⁸¹⁾

歴史の大いなる皮肉といってしまえば、それまでであるが、このような文章を遺しているセネカが悪逆非道な暴君と化したかつての教え子によって、自殺に追い込まれねばならなかったという事実はやはり皮肉としかいよいのないものである。彼がそうした運命をどこまで予知してこうした言葉を書き記したかは、もちろん現在の私たちにはわからない。しかし、彼がラテン世界での最初の〈君主の鑑〉たる『寛容について』を帝位についたばかりのネロのために執筆した状況はよくわかっている。

このストア派の文人政治家は研究者がほとんど一致して認めるように、理論と実践との一致に生命を賭ける哲学者というよりはむしろ、現実の難局を〈文〉によって切り抜けようとする修辞家であった¹⁸²⁾。前4年にコルドバに弁論家の子として生まれた彼は30歳のときには既に財務官の地位を得て、元老院に入っていた。が、37年に彼の名声を心よく思わないガイウス帝(Gaius Julius Caesar Germanicus, 在位37-41) = 狂帝カリグラ(Caligula)の妬みにより処刑されるところであったが、帝の愛人のとりなしによってことなきをえた。しかし、41年に次の皇帝クラウディウス(Tiberius Claudius Drusus Nero Germanicus, 在位41-54)の最初の妻、帝妃メッサリナの不興を買い、失墜し、コルシカ島に流された。この間、43年にはクラウディウス帝の廷臣ポリュビウス宛て『ポリュビウスを慰める言葉』(Consolatio ad Polibium)¹⁸³⁾を書いたが、これは兄弟を失ったばかりのポリュビウスを慰めることを口実として、自己の追放解除をかちとるための阿諛追従にすぎなかつた。

8年間の追放の後、49年に彼は不義のかどで処刑されたメッサリナにかわつ

『君主の鑑』(2)

て帝妃となったアグリッピナによって、ローマに呼び返された。彼女は政治的思惑からセネカを当時12歳であった息子ネロの家庭教師にし、さらに法務官にさせた¹⁸⁴⁾。54年、アグリッピナはクラウディウス帝を毒殺し、わが子ネロを皇帝につけた。こうして、帝位にのぼったネロを賛美する目的で執筆されたのが『寛容について』である。と同時に、彼は『かぼちゃになった神君クラウディウス』(*Apocolocyntosis Divi Claudi*) を書いた¹⁸⁵⁾。これはローマの風刺文学の傑作のひとつといわれ、神格化された前帝クラウディウスを仮借なく嘲笑するものである。そこには、自分を流刑に処した者への復讐の念が窺われる。

ところで、セネカの絶頂期はさして長くは続かなかった。〈かつて母親が世に産み落とした最も悪しき男〉といわれるネロは母親アグリッピナとの確執の果てに、彼女を殺害するにいたる。その殺害計画に力を貸すように強制され、あげくの果てには元老院宛の母親殺しを正当化するネロの書簡を代筆したのはセネカだといわれる。その彼もやがて次第にネロから疎んぜられ、政界から引退することを余儀なくされるが、引退生活の平穏さもつかの間のこと、65年に、ガイウス・ピソによるネロ暗殺の陰謀が発覚したとき、それに加担したとの理由で、ついに自殺させられるのである¹⁸⁶⁾。

さて、セネカの公的生活の軌跡は以上のようなものであり、彼はこのようななかで生き、『寛容について』を世に遺したのであった。「野獸は仲間どうしでは穏やかであって、同類相食むの愚は犯さないが、人間に至っては飽くまでも互いに相手を引き裂かねば止まない。人間が物言わぬ動物と違う点は、動物は餌をくれる人には馴れるが、人間は怒り狂うと、自分を養ってくれた人たちをも食い尽くすことである¹⁸⁷⁾。」と彼は述べているが、恐らくこの言葉は自分の生きた時代に対する偽りのない実感であったろう。

それはともかく、彼は共和制崩壊ののち、いまだ帝制の基礎の固まらない時代、「アウグスツスのろくでもない後繼者ら」の時代、「陰鬱で無慈悲なティベリウス、狂激なカリグラ、愚鈍なクラウディウス、放埒残忍なネロ、畜生道のヴィティリウス及び臆病で冷酷なドミティアヌス」の時代、「凶悪な暴君の治下に沈吟し、共和時代の古い名門は悉く根絶せしめられ、この不幸な時代中に生

獨協法學

じた殆ど一切の美德と芸能とは惨滅に帰した¹⁸⁸⁾」(ギボン) 時代に、〈君主の鑑〉を執筆したのであった。彼より1世紀以前の同じストア派の文人政治家キケロとは異なって、彼は国制の問題を論じなかった、したがって理想国家の問題も展開しなかった。そのようなことは彼の生きた時代状況が許さなかつたのであろう¹⁸⁹⁾。その代わり、「理想の最善の君主」像を彼は展開した。それが捧げられた当の相手がほかならぬあのネロであり、その文体も極めて修辞的で、ネロへの追従にみちているというところにあるやりきれなさを感じないわけにはいかない。また彼は「その著作においては、賢者の謹厳な瞑想的生活を好んで賞揚し、立派なストア主義者であったが、個人生活においては、世俗の富に対して最大の軽蔑を表明しながら、豪奢と贅沢には目がなかった¹⁹⁰⁾」ともいわれる。そのような彼とアグリッピナを実母にもたねばならなかつたネロとの宿命的な関係は事柄の表層を遙かに超える実存的な問題を内に孕んでいるであろう¹⁹¹⁾。それらは私たちの想像力をさまざまに刺激してやまないが、それはここでの直接的な主題ではない。

問題は作品のスタイルがどうであれ、セネカによって叙述されている理想的な君主像がいかなるものか、ということである。そしてそれは繰り返しになるが、理想的な君主の資格を彼は〈寛大な精神〉に求めたのである。

『寛容について』のなかに見ることのできる君主像をここでまとめてみれば、以下の3点に要約することができよう¹⁹²⁾。まず第1点は、君主が國家の魂(*spiritus*)である、ということである。すなわち、肉体のすべてが精神(*animus*)の奉仕者であるように、全人類は一人の人間の精神によって支配され、彼の理性によって動かされる。彼は国家を統合する紐帶である。道理を弁えた人間たちにとって、公の利益が私的利益よりも重いのならば、当然國事を司る人は彼以外の人間たちよりも重要となる。

第2点は、君主は神の鏡である、ということである。すなわち、君主は人民に対して、あたかも神々が彼に対してなすように、なさねばならない。そこに至高の偉大さをもった奉仕があるのであって、彼はそうした連れられぬ運命を神々とともに分かちもっているのである。神々はその住居である天に堅く結びついている。そしてその高みから下ることができないが、それと同じように、

≪君主の鑑≫(2)

彼は彼の居る場所から下ることはできない。人民は全体に目を凝らすことなく動き回り、着替えをおこなうが、彼は太陽と同じように、視界から身を隠すことはできない。彼の回りには、溢れるばかりの光があって、すべての人の目は彼に注がれているのである。

そして第3点は、君主は人民の父である、ということである。すなわち、かれは本質的に「家父」(*paterfamilias*)であり、あるいは「國父」(*pater patriae*)である。そこで、彼の職務と義務は次のようになる。つまり、良き父親として、彼は子に対して一般的な注意を与える、時には優しく、時には恐く、ある場合には制裁力で子を正すことをしなければならない。ただし、そうした制裁力が許されるのは、それ以外のあらゆる方法が効果のない場合だけである。親がなすべきことはこうしたことであり、それは君主の義務とまったく同じことである。それゆえに、君主は衷心より *Pater patriae* 「國父」と呼ばれるのである。それ以外の称号、たとえば *Magnus* (ポンペイウスのように)とか、*Felix* (スラのように)あるいは *Augustus* といったものはただ名誉のためだけに贈られているにすぎない。*Pater patriae* という称号を贈られている人は、すべての力とすべての努力を家の子供たちの福祉のために用い、自分自身の利益よりも子供たちの利益を優先させる人のことをいうのである。

こうして、セネカにおいては、眞の君主とはまさにこのような存在であらねばならないがゆえに、人民に対して常に〈寛大な精神〉をもって対処する人間でなければならなかつた。血生臭い権力政治の渦中に身を置き、暴力の行使を日常的な現象として目撃せざるをえなかつた彼にとっては、そうした要請はたんなる言葉の遊びではなかつたはずである。『寛容について』のなかにはまことに印象的な警句が少なからず盛り込まれているが、最後にそのうちの二つだけを掲げておこう。丁重な物言いの向こうに、彼の秘やかな息づかいが聞こえてはこないだろうか。

「眞の幸福とは多くの人々に安寧をお与えになること、生命を死の淵よりお救いになること、寛容さを指し示されることによって王冠（柏の葉の冠）を得られることにあるのであります。同胞市民の生命をお救いになり、そのことに

獨協法學

よって与えられる王冠にもまして、美しくかつ君主の卓越性にふさわしい装飾品は他に何もございません¹⁹³⁾。」

「良き君主とは、自ら罰せられることなしには他者を罰せず、自ら苦しむことなしには他者を苦しめることのできない人のことであります。／良き君主は自己の主人であり、人民の奉仕者であります¹⁹⁴⁾。」

〈君主の鑑〉の前史としてのローマを見た場合、キケロやセネカの他にも看過できない著作家とその作品がまだまだ存在する。

例えば、ハドリアヌス帝（在位117-138）の秘書官であったスエトニウス（Gaius Suetonius Tranquillus, 69?-140?），彼はユリウス・カエサルからドミティアヌスにいたる歴代12名の皇帝の伝記『ローマ皇帝伝¹⁹⁵⁾』——原題は*De Vita Caesarum* [『カエサルたちの伝記』]——を書いている。これはいわば伝記文学の嚆矢をかざるもので、9世紀、エインハルト（Einhard, 770?-840）の『カール大帝伝』（*Vita Caroli Magni*, 817-822）を通してルネサンス文学にまで及ぶほどの影響力をもっている。

プルタルコス（Plutarchos, 46?-120?）も決して忘れることのできない著作家である¹⁹⁶⁾。このギリシアの伝記作家の名を後世に広く知らしめたのは何といってもギリシアとローマの戦士、立法家、雄弁家、政治家の『対比列伝』（*Bioi Paralleloi*¹⁹⁷⁾）——『英雄伝』——であろう。この長大な書物の直接的な目的は「当時のローマ人に、ギリシア人が軽蔑すべき弱小民族ではなくて、多くの行動家を過去に出していることを教えると共に、ギリシア人には、ローマ人が未開の蛮族ではないことを示す¹⁹⁸⁾」ところにあった。つまり、ボイオティアのカイロネイアでアカデメイア派の哲学者であったアリストプロスの子に生まれ、長じて後、トラヤヌス帝やハンドリヤヌス帝の知遇を得てローマの行政官にもなった彼は自己のギリシア人としてのアイデンティティの確認をこの書で行いたかったのであろう。しかし、私たちの興味をつよく喚起するのは例えば次のような彼の言葉である。

《君主の鏡》(2)

「私は他の人々のために数々の伝記を書くことに着手するようになったのに、今では歴史を鏡 (*κάτοπτρον*) のように使ってそこに書いた人々の徳性を手本とし、自分の生活をそれに近づけて飾ろうと努めているところから、自分のためにもこの仕事を続けるのが嬉しく思われるようになった¹⁹⁹⁾。」

ここにはっきりと、彼の究極の目的が歴史上の人物の、その徳性を〈鏡〉に写しだして、自分の〔そして他の人々の〕生活の「手本」にするという点にあることが記されている。このように、ブルタルコスにおいても、〈鏡〉という言葉が「手本」、「模範」、「モデル」という含意で使用されているのがわかるが、その内容を彼はさらに次のように説明している。

「というのは、私の仕事はこういう人々と一緒に日を暮らし一緒に生活しているようなもので、ちょうどその一人一人を歴史を通じて順番に客として迎え席を共にして『どんなに偉い、またどういう風の人であるか』を観察しながら、これらの人々の行動から最も重要な最も立派なところを知ろうとするのである。『おやおや、これより大きな喜びがあなたに得られようか。』かつ倫理性を改善するためにこれよりも有効な結果が得られようか。……私は歴史に関する研究と著述の習慣に身を委ねて、いつも極めて高貴で名声のある人々の意見を受け入れ、一緒にいる人々との避けることのできない交際が何か卑しい邪悪な不名誉なところをもたらす場合にはそれを払い除け追いやって、機嫌よく穏やかな心持をこれらの手本の最も立派な点に向けるようにしている²⁰⁰⁾。」

こうした言葉から明らかに、歴史上の偉大な人物の事蹟を取り扱った『対比列伝』の目的がそうすることによって自分およびこれを読む読者の人格の倫理的、道徳的な向上を目指すものであったことが一層よく理解できる。この場合、そこで取り上げられているのは必ずしも倫理的、道徳的に立派な人物に限られているわけではない。彼は決して世人の模範とはならない人物の生涯をも描き出すことによって、逆に真の手本を指し示すことをも試みている。

「私も、一部のものの曲がっている癖を見て人々を正すのが大して深切だとも国家のためになるとも考えてはいないが、無遠慮な生活をして権勢を握り國家の頭要な地位に就いて邪悪をほしいままにしている人々を一組か二組伝記の中に取り入れることは、恐らく不当ではあるまい。勿論自分の書き物に変化を与えて読者を喜ばせ楽しませようというのではなく、テーバイの人イスメンニアースが弟子たちに上手な笛吹きと下手な笛吹きを示してはいつも『こういう風に吹かなければいけない』とか『こういう風に吹いてはいけない』とかいったたり、アンティグネイダースが若い人も下手な吹き方を経験して置けば、上手な笛が一層快く聴けると考えていたが、それと同様に私も、我々が非難すべき邪悪な生涯の事を何か知って置けば、優れた生活に対して一層熱心な観察者になれると思う²⁰¹⁾。」

いささかなりとも政治思想史の素養のある人であれば、こうした文章を目になると、すぐにマキアヴェリを想起するにちがいない。確かに、一見するところ、単に善人だけなく、むしろ「悪人」にも注目してそこから歴史の教訓を引き出そうとする発想には、マキアヴェリ的現実主義と軌を一にする何かがあるかもしれない。しかし、こうした微妙な問題点については後の考察に譲ろう。ここではただ、プルタルコスが邪悪な実例をも歴史の〈鏡〉に写し出そうとしたことだけを確認するにとどめよう。

さて、当面の課題にもどっていえば、私たちが注目しておかねばならぬ作品がもう一つ彼には存在する。『倫理論集』(Ethika 202)——ラテン語では*Moralia*——というタイトルで呼ばれるエッセー集がそれである。その内容は大変多岐にわたっており、厳密に倫理的なものから宗教論、政治論、文学論、そして自然学といった領域におよんでいる²⁰³⁾。このうち、「教養のない君主に宛てて」は他の同種のエッセイ——「子供の教育について」、「おべっかを看破る法」、「戦敗国の政治家の心得」、「老人は政治にたづさわるべきか」、「哲学者はとくに君主と話しあうこと」、「君主政、民主政、寡頭政について」等々の一連の政治訓——のなかでも、最も〈君主の鑑〉と呼ばれるに相応しい作品である。

そのなかで、彼はプラトンに倣って教育=哲学がいかに君主にとって大切な

《君主の鑑》(2)

ものであるか、そしてそれを欠いた君主はどのように外見的に偉大に見えようとも、その実、脆いものであるか、を力説している。

「プラトンはアフリカ北岸のキュレネの人から法律を作ってくれと頼まれて断った時、お国は富栄えているから法律を作るのはむづかしいと言った。人間というものは勢がいい時には手がつけられないからである。支配者に政治上の勧告をするのも同じ理由からむづかしい。道理を自分の支配者と立てて、その命令に従おうなどとはしたがらないからである。スパルタ王テオポンポスは二人の王と同列に五人の役人エフェロスを置いたので、王の妻が非難して、子孫に渡す権力を小さくしては困ると言うと、『なアに大きくしたのさ。一層確かなものになった。』と答えた。まして哲学の教えそのものが王の相談相手になれば、国民の憎しみを和らげて国家を健全なものにする。

ところが国王や主権者はとかく、下手な彫刻家が巨人の像を造るのに足を踏ん張らせ筋肉を盛り上がらせ口を大きく開かせれば偉大に見えるかと考えているように、大きな声を出して怖い目付きをして荒々しい振る舞いをすれば偉く思われるつもりであるが、外だけ神の姿をしていても内には土と石と鉛が填まっている巨像と同じ事で、捉まっていられる支い棒がないから、土台がしっかりとしている上に釣り合いが取れていないと、ぐらついたり引っくりかえったりする。だから支配者はまづ自分自身を支配してしっかりした性格を持ち、人民を従わせなければならない。自分が倒れては人をしゃんとさせるわけには行かないし、自分を支配しないでは人を支配するわけに行かない。しかし心掛けのよくない人々は、支配を受けないことを支配の第一の徳と考えている。現にペルシア王は自分の妃以外のものを悉く奴隸と見なし、さてその妃の主人は自分だけだとした²⁰⁴⁾。」

幾分長い引用になったが、プルタルコスのいわんとすることは明白であろう。彼は「自己支配」の大切さを支配者の心得として挙げているが、教養と思慮=哲学を欠いた支配者はそのことに気が付かないというのである。プルタルコスの哲学はプラトニズムを核にして、その周りにストア学派、ピタゴラス学

獨協法學

派、逍遙学派を組み合わせた折衷哲学であるといわれるが、彼はいかにもそういわれるに相応しく、同じ「教養のない君主に宛てて」のなかで次のようにいうのである。

「世界の美しい秩序は神々の恩恵であって、法律と正義と支配者に基づいている。正義は法律の目的、法律は支配者の作品、支配者はすべてを整える神の似姿であるから、フェイディアスやポリュクレイトスやミュロン（三人とも前五世紀の彫刻家）に像を造らせるまでもなく、徳性によって自分が神の像になるのである。神のロゴスを持てば、よく支配者の画像や立像に持たせてあるしやく杖も雷火も三叉槍（三つともゼウスの持ち物）も要らなくなるから、果たすことのできない抱負を示して人民の反感を招くこともない。神々の王ゼウスは、その雷火や雷光や日光を真似るものを怒ると共に、その徳性にあやかって人民を愛護するものを喜んで、良法、正義、真実、温和を授ける。ゼウスが幸福なのは生命が永遠だからではなく、その徳性が支配するからであって、徳性の美しさのうちには自己を支配することも入っている²⁰⁵⁾。」

プルタルコスの『対比列伝』や『倫理論集』が後世にあたえた影響の深さと大きさについてはよく知られている²⁰⁶⁾。例えば、自身、ストア派の学者でもあったローマ皇帝マルクス・アウレリウス(121-180)が『対比列伝』を戦場に携えていったという話は有名であるが、この皇帝がこの世に生まれたのがプルタルコスの死後ほどなくのことであったという点を考えると、その影響の速やかなことが伺われる。もっとも、その後プルタルコスがより多く読まれたのは西方ラテン世界よりも東方ギリシア世界の方であったことも知っておかねばならない。『哲学の慰め』の著者ボエティウス(480?-524)も、カール大帝の宮廷にいた、ギリシア語を解する学者たちも、プルタルコスを読んでいたという証拠はないといわれる。唯一の例外は12世紀のジョン・オブ・ソルスペリーで、その『トラヤヌス帝の教育』(*Institutio Trajani*)にはある種の影響がみられるという。が、ダンテでさえプルタルコスの名を知らなかったといわれるほど、総じてラテン中世は彼に無知であって、本当の意味で彼の令名が高まるの

『君主の鑑』(2)

はエラスムスの功績によるといえよう。エラスムスは『倫理論集』の校閲に力を尽くしただけでなく、その何篇かを自らラテン語訳してイギリス王ヘンリー八世や神聖ローマ皇帝カルル五世に捧げた。私たちがやがて取り上げることになるはずの『キリスト教君主の教育』(*Institutio Principis Christiani*, 1516)にはプルタルコスを読むことの勧めがつよくうちだされている。彼にとって、プルタルコスは「聖書を除いてこれより神聖な書物はない」とみなされていた。

プルタルコスがその後の西欧の知的世界にいかに大きな影響力を發揮したか、をこれ以上くどくどと語るのは止めよう。私たちはただ彼がメランヒトンやツヴィングリといった宗教改革者にも、また16世紀のアミヨ(Amyot)による有名なフランス語訳によって「第二のプルタルコス」モンテニュ(『エセー』の文体、逸話と例証によるその論理の運び方はプルタルコスなしには考えられないといわれる)や、さらにそれからの英訳によってシェイクスピア(そのローマ史劇はプルタルコスを資料としているといわれる)といったルネサンス期の人文主義者にも、広く読み継がれていったこと、そしてその流行は19世紀のロマン主義や批判的歴史学の発展によってようやく下火になったとしても、その名声は決して衰えはしていないことを知るだけでよいであろう。

この他にも、私たちが知っておいてよい著作家とその作品の例がローマ時代にはなおも存在する。それらを以下においてはごく簡単に列挙することにする²⁰⁷⁾。

ディオ・クリソストム(Dio Chrysostom, 40-117?)——小アジアのビュテュニアのプルサに生まれたギリシアの弁論家、哲学者。その雄弁のゆえにchrysostomos(黄金の口)のあだ名で呼ばれる。ドミティアヌス帝によってローマから追放され、以後14年間の放浪生活のなかでストア派とキュニコス派との折衷的な哲学的立場をとるようになる。エウボイア島での田園生活を綴った『エウボイア演説集』と題する作品が人口に膾炙しているが、トラヤヌス帝に捧げた四つの政治的著作——『王制論』や『ディオゲネスあるいは僭主制について』、『アガネムノンあるいは王制について』、『王制および僭主制について』

——が注目に値する²⁰⁸⁾。

偽サルスティウス (Pseudo-Sallust, 150頃) ——この人物についてはほとんど不明である。『スアソリアエ (激励演説)』(Suasoriae) と呼ばれる、カエサルに宛てた演説と書簡からなる作品がある²⁰⁹⁾。

マルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius Antoninus, 121-80) ——いうまでもなく、ローマ帝国全盛期、五賢帝の最後を飾る皇帝である。彼は『自省録』一巻をもって世界的に知られる²¹⁰⁾。この書は戦闘と執務の間を縫ってギリシア語で書かれたもので、そこに流れるストア的教養は彼をプラトンのいうあの〈哲人王〉と呼ばせるに値するものをもっている。もちろん、プラトンと彼との差異ははっきりさせておかねばならない。

「わが都と祖国——アントニヌスたる一個の私にとっては、ローマがそれに当たり、人間としての私からすれば、宇宙がそれに該当する。されば、これらの公共体に有益なもののみが、私にとっても良きものなのである²¹¹⁾。」

このように語る彼にとっては、もはやプラトンの生きたポリス世界の枠組みはその自明性をとうの昔に失っていた。彼が立っていたのはそのポリスが解体し、しかもポリスのもちえた自己完結性を到底望みえない、漠とした、広大なだけの世界であった。彼はそういう世界のなかで、プラトンの知らなかつた人類愛や世界市民という観念を心に描いたのであった。それはポリスの解体後という歴史状況において、なお〈哲人王〉が可能であるとするなら、一体どのような形においてであるか、という問題を提起しているかもしれない。

「プラトンの説く理想的な国家を夢みることはせず、たとえわずかなりとも前進するところあれば、もってめいすべきであり、ほかならぬこの種の成果は、さまないこととはおよそ縁遠きものとこそ考うべきである。考えてもみよ。いったい人々の主義原則をだれが変えられようか。しかも、その変更なくしては、不平のうめきをもらしつつ外面恭順を装う者どものうわべの隸属以外、なにもないではないか²¹²⁾。」

『君主の鑑』(2)

こう語りつつ、彼は支配者の心得を次のようにおのれにいいきかせている。

「以下の二点において、つねに心の準備を整えておくこと。その一——この宇宙を、王者として支配し、かつ、立法する天理が、人類のためを思って提示することのみをおこなうこと。その二——いやしくも誤れるおまえを正道にもどし、誤れる考えをただし、正しき考えに導いてくれる者が傍にいれば、心あらためてその者に従うこと。／ただし、いま述べた改心は、それが正義に適い公共に益あるものなりと、われひとともに納得させるだけの確信のもとになさるべきである。つまり、その改心の根拠もまた、いま述べたごときものであるべきであり、見た目に甘美であるからとか、評判がよいからということを、理由にすべきでない。²¹³⁾。」

ディオ・カッシウス (Dio Cassius, 150?-235) —— ブュチュニアの名門の家に生まれたギリシア人。ローマにて、プラエトル、コンスルとなる。引退しニカイアで執筆したのが全80巻からなる『ローマ史』(*Romaike historia*) である。そのうち36—60巻が現存している²¹⁴⁾。

スクリプトレス・ヒストリアエ・アウグスタエ —— (Scriptores Historiae Augustae) —— こういう名称で知られる、6人の著者によるハドリアヌスからカルスまでのローマ皇帝の生涯を記した伝記の集成²¹⁵⁾。スエトニウスの模作の域をでないとされるが、後にエラスムスによって言及されることになる点で軽視はできない。

パネギュリキ・ラティニ (Panegyrici Latini) —— 小プリニウス (Plinius Caecilius Secundus Minor, 61/62-113?) のトラヤヌス帝に捧げたパネギュリクス(頌詞)を含む12篇のローマ皇帝への頌詞集(パネギュリキ²¹⁶⁾)。

ユリアヌス (Julianus Flavius Claudius, 331-363) —— コンスタンティヌス大帝の甥で「背教者ユリアヌス」として知られ、若くしてペルシア征討中戦死したこの皇帝にも、従兄で共同皇帝であったコンスタンティヌスに宛てた『コンスタンティヌス帝の英雄的行為あるいは王制について』やその最初の妃エウセビアを称えた頌詞『エウセビア贊歌』がある²¹⁷⁾。

さて以上、〈君主の鑑〉の前史としてのギリシアとローマの場合をその人と作品に触れて概観してきた。もちろん、ここで言及した例ですべてというわけではなく、またすでに言及されたなかでもあえてその代表的部分と思われるもののみを問題にした場合もある（念のためにいえば、『国家』における〈哲人王〉の概念だけを取り上げて、『政治家』や『法律』におけるその支配者像には触れなかったプラトンの例がそれである）。あるいはまたその空間的範囲を東方にまで延ばせば、例えばエウセビオス（Eusebios, 260?-339）の『コンスタンティヌス大帝伝』といった注目すべき作品を初めとして見るべき例がまだまだ存在する。さらには、ローマ世界でいうなら、後に取り上げるアウグスティヌスは「最後のローマ人」として当然のことながら、ここまでの大枠組みのなかに収められるべき人物であろう（後述するように、西欧中世に与えた影響力の大きさから以下の叙述に回すことにするが）。こうした点はしかしながら、本稿の課題全体からみれば、さしたる問題ではない。私たちはここではただ〈君主の鑑〉の源泉が以上見られたように、ギリシア、ローマの古代世界の奥深いところから脈々と流れ出していることを知るだけでよいであろう。

〔注〕

- 133) 以下、プラトン『国家』および『第七書簡』からの引用は煩雑さを避けるために、一々注記しないことにする。訳文はそれぞれ前掲の藤沢令夫訳および長坂公一訳による。
- 134) いうまでもないことであるが、実はプラトンのこの〈芸術模倣説〉はその真意をめぐってさまざまな論議を巻き起こしてきている。例えば、本稿では模倣説をもっぱら第10巻での議論に絞って問題にしているが、プラトンは第三巻（398B, 401B）でも扱っており、そこでは模倣は高く評価されてさえしている。あるいはもっと根本的なこととして、「ミマーシス」によっておこなわれる仕事が「本性（実在）」から遠ざかること第三番目の作品を産み出す」（597E）という彼の言葉の意味を果たして単純偏狭な写実主義（リアリズム）とみなしてよいのか否か、基本的な解釈の対立がある。しかし、ここでの課題はひとえに「鏡」（カトプトロン）の概念にかかわって彼のいうところを理解することにある。かれの〈芸術模倣説〉に関してより詳しくは、藤沢令夫「補注Bいわゆる『詩人追放論について』」〔前掲、プラトン『国家』〕。ウェルデニウス、渡辺義治訳『ミマーシス——プラトンの芸術模倣説とその現代的意味』未来社、1984年（「訳者解説」も有益である。）
- 135) アンドレ・ボナール、前掲書、98頁。ボナールはつづけてこういっている。「ところがプラトンと同時に、さらに彼以後は、ギリシア文学は主として知と学問と哲学にな

《君主の鑑》(2)

った。そして詩人に代わって哲学者や学者が個人及び国の教育係となる。人々はホメロスとホメロスから発したギリシアの伝統に背を向けた。『国家』の一登場人物は次のように言う。『親愛なるホメロスよ、あなたのおかげでよりよい政治を得たのはどの国であるか。よりよい人間となったのは誰であるか』。これが、プラトンが詩を、まず第一にホメロスを断罪した理由である。詩人は嘘をねつ造する者として國から追放される。』同98頁。

- 136) E. カッシーラー, 前掲書, 81頁。
- 137) よく知られているように, キケロはたんに政治家であったばかりでなく, 弁論家, 法律家, 詩人, 哲学者でもあった。彼は生涯におびただしい数の作品と書簡を遺しており, The Loeb Classical Library に収録されているだけでも28冊におよぶ。これらの著作・書簡の簡単な概観はさしあたり, John P. V. Dacre Balsdon, John Ferguson, 山田隆訳「キケロ」(『プリタニカ国際大百科事典』5, 1973年, 87—90頁。)
- 138) テキストは『国家論』(*De Re Publica*) および『法律論』(*De Legibus*) が C. W. Keyes によって, 『義務論』(*De Officiis*) が Walter Miller によって, いずれも The Loeb Classical Library (1928) に入っている。このうち, 『国家論』は岡通男訳 (K. Ziegler の校訂版からの訳) がある〔「国家について」「同志社法学」第108号, 109号。以下の引用文は岡訳を拝借したが, 必要に応じて語句の修正を施した。〕。『法律論』の邦訳は中村善也訳〔「法律について」「世界の名著13キケロ エピクテトス マルクス・アウレlius」中央公論社, 1968年。〕『義務論』は角南一郎訳〔「義務について」現代思潮社, 1974年。ここでの引用文は角南訳による。〕と泉井久之助訳〔「義務について」岩波文庫, 1961年。〕がある。
- 139) キケロの時代・生涯については, プルタルコス「キケロ」(河野与一訳『プルターグ英雄伝』(十), 岩波文庫, 161—226頁。)。前掲, J. P. V. Dacre Balsdon, John Ferguson, 山田隆訳「キケロ」。鹿野治助「古代ローマの三人の思想家」(前掲『世界の名著13キケロ エピクテトス マルクス・アウレlius』11—34頁。)。比較的最近の欧語文献では, David Stockton, *Cicero: A Political Biography*, Oxford Univ. Press (1971), Bailey Shackleton, *Cicero*, London Duckworth (1971), Elizabeth Rawson, *Cicero, A Portrait*, Cornell University Press (1975). W. K. Lacey, *Cicero and The Roman Republic*, Hodder and Stoughton (1978), Thomas N. Mitchell, *Cicero: The Ascending Years* (1979)。なお, キケロ研究はとくに第二次大戦前から彼の多面的な相貌に対応して多方面からおこなわれている。今日, それはとりわけ人文主義や修辞学の角度から活発に取り上げられるようになっている。ここではそうしたキケロ研究全般を概観する余裕はない。さしあたり, ここに掲げた諸書の巻末にある Bibliography を見られたい。
- 140) 前掲, プルタルコス, 161頁。
- 141) *Pro Roscio Amerino*, in Cicero, trans. J. H. Freese (The Loeb Classical Library, 1930).
- 142) *Verrine Orations*, in Cicero, 2 vols, trans. L. H. G. Greenwood (The Loeb Classical Library, 1928, 1935).
- 143) 前掲, プルタルコス, 174頁。

獨協法學

- 144) *In Catilinam*, in Cicero, trans. Luis E. Lord (The Loeb Classical Library, 1937).
- 145) 前掲, プルタルコス, 188–190頁。
- 146) *Philippics*, in Cicero, trans. W. C. A. Ker (The Loeb Classical Library, 1926).
- 147) キケロの最期の様子をプルタルコスは次のように書いている。「キケロは、……籠からのり出した途端に咽喉を切られたのである。64歳であった。アントニウスの命令通りにその首と『フィリッピカ』を書いた両手を切断した。これはキケロがアントニウスを攻撃して書いた演説で、今でもこの本は『フィリッピカ』と呼ばれている。その首と両手がローマに運ばれて来た時に、アントニウスはちょうど選挙運動を行っていたが、これを聞きかつ見てから、もう追放は止めると叫んだ。その首と両手は演壇にあるロストラの上に置けと命じたが、キケロの顔を見るよりもアントニウスの心の姿を見たような気がしたローマの人々にとってこれはぞっとする見物であった。」前掲, プルタコス, 225頁。
- 148) *De Re Publica*, I, 46.
- 149) *Ibid.*, V, 1.
- 150) 古典古代の混合政体論はポリュビオス (Polybius B. C. 203頃–120) によって完成された。ギリシアの名門貴族で少壮政治家であった彼は反ローマの嫌疑でローマに拉致され、16年間をそこで過ごした。そのことのゆえに、「いかにして、またいかなる政体のゆえに、人間の住む世界（オイクメネー）全体がわずか53年たらずでローマの支配下に入ったのか」(I, 1, 5.)を探求するために、全40巻からなる『世界史』(Historia Kathorike, B. C. 2?)を執筆した。その第六巻で、ローマが王制、貴族制、民主制のそれぞれの長所をそなえる混合政体をもったところに、その原因があると論じた。The Histories, in Polybius, 6 vols, trans. W. R. Paton (The Loeb Classical Library, 1927). 混合政体論を含めポリュビオスの政治思想については、Kurt Von Fritz, *The Theory of the Mixed Constitution: A Critical Analysis of Polybius's Political Ideas*, Colombia Univ. Press (1954). が詳しい。また、プラトン, アリストテレスの混合政体論については、Ernest Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, New York Russel and Russel (1959, First Published in 1906), pp. 183–205, 471–486.
- 151) *De Re Publica*, I, 27.
- 152) *ibid.*, I, 28.
- 153) *ibid.*, I, 44.
- 154) *ibid.*, I, 29.
- 155) *ibid.*, I, 29.
- 156) *ibid.*, I, 45.
- 157) *ibid.*, II, 33.
- 158) ローマ〈共和制〉(Res Publica)の政治システムおよびキケロの国家概念について、ここではこれ以上触れない。より詳しくはさしあたり、拙書『アウグスティヌスの政治思想』未来社, 1985年, 41頁以下, 303–314頁。また、当然のことながら、キ

『君主の鑑』(2)

ケロの政治思想の全体を問題にすることがここで課題ではない。比較的まとまったものとして, Mason Hammond, *City-State and World State in Greek and Roman Political Theory until Augustus*, Biblo and Tannen, New York (1966). をあげるにとどめる。

- 159) *De Legibus*, III, 12.
- 160) *De Officiis*, II, 7, 23.
- 161) *ibid.*, II, 7, 24.
- 162) *De Re Publica*, V, 1.
- 163) *ibid.*, V, 2.
- 164) *ibid.*, V, 3.
- 165) *ibid.*, V, 3.
- 166) *ibid.*, V, 4.
- 167) *ibid.*, V, 6.
- 168) *ibid.*, V, 7.
- 169) *ibid.*, VI, 1.
- 170) *ibid.*, VI, 16.
- 171) *ibid.*, III, 3.
- 172) *ibid.*, II, 42. なお、ここでついでにいえば、キケロの考へている最終的な指導者像をめぐって、実は彼のいう「指導者」とは〈共和制〉の指導者ではなく、〈王制〉のそれであって、しかもやがてアウグストゥスによって実現される〈元首制〉(Principatus)——アウグストゥスはその『業績録』(Res Gestae, A. D. 14) のなかで自らを Princeps と呼んでいた——における単独支配者を指しているのだ、とする解釈がある。それは例えば、『国家論』のなかの「国家の保護者および監督者」(tutor et procurator reipublicae) や「国家の指揮者であり舵手」(rector et gubernator civitatis) という表現 (II, 29), あるいは「国家の第一人者」(princeps civitatis) という表現 (V, 7) から、そういうわれる。しかし、これは『国家論』全体の文脈からいつて容認できない解釈である。キケロの念頭にある指導者は〈共和制〉の枠組みのなかで、その中心をなす元老院階級の指導者を指していることは疑いない。この点の詳しい説明は前掲の拙書『アウグスティヌスの政治思想』346頁、注(41)を参照されたい。また、岡通男「キケロの『国家論』——その指導者像(二・五一)をめぐって——」(『法制史研究』34) もあわせて参考されたい。
- 173) この作品は残念ながら完全な形では残っていない。現存のものは全体の半分以下といわれる。なお、テキストとしては何種類かがあるがここでは、Seneca, *De la Clemence*. texte etabli et traduit par Francois Prechac, Paris, Societe D'Edition (1967). および *De Clementia*, in Seneca, *Moral Essays*. vol. 1, trans. John W. Basore (The Loeb Classical Library, 1928). とくに、前書、Prechacによる「解説」(introduction, pp. V-CXXVI.) はきわめて有益である。
- 174) Lester Born, *op. cit.*, [5], (1936), p. 66.
- 175) 例えば、カルヴァンの最初の著作はまさにこの作品の注解『『寛容についての注解』1532年』であり、モンテーニュを始めとするフランスの作家たちにかなりの影響

獨協法学

を与えてることはよく知られているところである。西欧の知的界に及ぼした彼の影響については、Robin Campbell, "Introduction", to Seneca, *Letters From A Stoic*, Penguin Books (1969), PP. 24-26. Francois Prechac, "Introduction", in Sénèque, *De La Clémence*, op. cit., p. V. 後注 (183) も参照。

- 176) *De Clementia*, I, 1, 1.
- 177) E. マイヤー, 鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店, 1978年, 325頁以下。
- 178) *De Clementia*, I, 13, 4-5.
- 179) *De ira*. [茂手木元蔵訳『怒りについて』岩波文庫, 1980年。]。テキストは, Seneca, *Moral Essays*, vol. 1, op. cit. なお, この兄ノバトゥスは元老院議員で, アカイア州総督を歴任した。彼は使徒パウロがコリントに滞在中, ユダヤ人たちに捕らえられたとき, その命を救った総督として知られる。養子にいき, ルキウス・イウニウス・ガリオと名のった。『使徒行伝』18:12-17. にてくる総督ガリオンが彼だといわれる。
- 180) *De ira*, I, 1, 1. [前掲, 茂手木訳, 9頁。]
- 181) *De ira*, II, 23, 1-4. [前掲, 茂手木訳, 83-84頁。]
- 182) 例えば, R. W. & A. J. Carlyle, *A History of Mediaeval Political Theory in the West*, William Black Wood & Sons LTD, vol. I (1903), pp. 19-32. G. H. Sabine, *A History of Political Theory*, George G Harrap & Co. LTD (1937). pp. 174-180. C. H. Cochrane, *Christianity and Classical Culture*, Oxford University Press (1940), p. 162ff. Ernest Barker, *From Alexander To Constantine*, Oxford at the Clarendon Press (1956), pp. 233-238. またセネカの生涯, 著作, そのスタイル, 影響などについてはこのほかに, Robin Campbell, op. cit pp. 7-29. Michael Coffey, 国原吉之助訳「セネカ」(『ブリタニカ国際大百科事典』11, 1974年, 412-413頁)。セネカ, 茂手木元蔵訳『人生の短さについて他二篇』岩波文庫, 1980年の「解説」がさしあたり簡便であるが, よくまとまったものとしては, Pierre Grimal, *Sénèque; sa vie, son oeuvre*, Presses Universitaires de France (1966). 前注((175)も参照。
- 183) *Consolatio ad Polibium*, in Seneca, *Moral Essays*, vol. II. trans, John W. Basore (The Loeb Classical library, 1932).
- 184) ローマの歴史家タキトゥス (Cornelius Tacitus) はこのアグリッピナの思惑を次のように記している。「アグリッピナは、悪い行いばかりで、名を知られたくないと、アンナエウス・セネカのため、追放解除と法務官職の授与を、元首に願って許される。セネカの輝かしい学識が、国政によい影響を及ぼすように、そして、このようない立派な教師に、ドミティウスの幼年期を教育させたいと望んだのである。それとともに、彼女ら一派の支配欲を実現するために、この人の意見を利用したいとも考えた。つまりセネカは、彼女の親切なとりなしをいつまでも忘れずにいて、彼女の忠実な友となるだろう。一方でクラウディウスには、かつて彼から不当な罰を受けた苦い体験から、反感を抱き続けるだろうと信じたのである。」*Annales*, XII. 8. [国原吉之助訳『年代記』(下), 岩波文庫, 1981年, 63頁。]

《君主の鑑》(2)

- 185) *Apocolocyntosis*, in *Seneca*, trans. W. H. Rouse (The Loeb Classical Library, 1913). *L' Apocoloquintose du Divin Claude*, text établi et traduit par René Waltz, Paris, Société D'Édition (1966). 「解説」(introduction, pp. I-X) も参照。
- 186) セネカはネロの命令で自ら血管を切開して死んだ。その壯絶な最後については、タキトゥスの『年代記』[XV, 62-64. 前掲邦訳]に詳しい。
- 187) *De ira*, II, 8. 3. [前掲邦訳, 60頁]。
- 188) ギボン, 村山勇三訳『ローマ帝国衰亡史』(一), 岩波文庫, 1951年, 123頁。
- 189) G. H. Sabine, *op. cit.*, p. 174ff.
- 190) G. ヴァルテル, 山崎庸一郎訳『ネロ』みすず書房, 1967年, 145頁。
- 191) ネロとセネカとの関係については、さしあたり日本語で読める文献で十分であろう。G. ヴァルテル, 前掲書。秀村欣二『ネロ』中公新書, 1969年。
- 192) 以下の要約は、全面的にアーネスト・バーカーに拠っている。Ernest Barker, *op. cit.*, pp. 236-238.
- 193) *De clementia*, I, XXVI, 5.
- 194) *De clementia*, fragments.
- 195) *De Vita Caesarum*, in *Suetonius*, 2 vols, trans. J. C. Rolfe (The Loeb Classical Library, 1913, 1914) [国原吉之助訳『ローマ皇帝伝』(上)(下), 岩波文庫, 1986年。] なお、エトニウスの生涯・著作について簡単には、この下巻の、訳者による「解題」が参考になる。
- 196) プルタルコスについて簡単には、F. W. Walbank, 川島重成訳「プルタルコス」(『ブリタニア国際大百科事典』17, 1975年, 676-677頁。)。
- 197) *The Parallel Lives*, in *Plutarch*, 11 vols trans. B. Perrin (The Loeb Classical Library, 1914, 1926) [河野与一訳『プルターク英雄伝』(一)-(十二), 岩波文庫, 1952-1956年。]。
- 198) 河野与一「付録『一 プルータルコスの伝記的著作』(前掲河野訳『プルターク英雄伝』(十二))」, 157頁。)。
- 199) *The Parallel Lives*, *op. cit.*, vol. VI, p. 260. (Aemilius Paulus) [前掲河野訳(四), 49頁。]。
- 200) *ibid.*, pp. 260-262. [前掲河野訳(四), 49-50頁。]。
- 201) *ibid.*, vol. IX, pp. 2-4. (Demetrios) [前掲河野訳(十一), 8頁。]。
- 202) *Moralia*, in *Plutarch*, 15 vols, trans. F. C. Babbitt, et als. (The Loeb Classical Library, 1927-)。
- 203) 『倫理論集』について詳しくは、F. C. Babbit. "Introduction", in *Moralia*, *ibid.*, vol. I, pp. ix-xxxv. 河野与一「付録『倫理論集』各篇の梗概」(前掲河野訳『プルターク英雄伝』(十二)) 203-319頁。)。また、『倫理論集』のうちの何篇かには邦訳がある。河野与一選訳『プルターク「倫理論集」の話』岩波書店, 1964年。プルタルコス、柳沼重剛訳『冗舌について他五篇』岩波文庫, 1985年。同じく柳沼重剛訳『愛をめぐる対話 対話三篇』岩波文庫, 1987年。
- 204) *Ad Principem Ineruditum*, in *Moralia*, *op. cit.*, vol. X, trans. H. N. Fowler. [前掲河野選訳, 111-112頁。]。

獨協法學

- 205) *ibid.* [前掲河野選訳, 113頁。]。
- 206) プルタルコス『対比列伝』および『倫理論集』の後世に与えた影響については、河野与一「後世の影響と本文の沿革」(前掲河野訳『プルターク英雄伝(十二)』181-202頁)に詳しい。
- 207) 以下に関してはこれまでと同様, Lester K. Born, *op. cit.*, [5], (1936) に詳しい。
- 208) *Dio Chrysostom*. 5 vols, trans. J. W. Cohen (The Loeb Classical Library, 1932-)。
- 209) これはローマの著名な歴史家サルスティウス (Gaius Sallustius Crispus, B. C. 86-34) ——共和制末期の内乱期に人民派の立場から政治家、軍人としても活躍した。『カエサルに与う』, 『カティリナ戦記』, 『ユグルタ戦記』, 『歴史』がある。——とともに、ロエブ古典叢書に入っている。Sallust, trans. J. C. Rolfe (The Loeb Classical Library, 1921)
- 210) *Thoughts* in *Marcus Aurerius Antoninus*, trans. C. R. Haines (The Loeb Classical Library, 1916, Reprinted, 1961). [マルクス・アウレリウス, 鈴木照雄訳「自省録」(『世界の名著13キケロ エピクテトス マルクス・アウレリウス』中央公論社, 1968年。)]。
- 211) *ibid.*, VI. 44. [前掲, 鈴木訳, 475頁。]。
- 212) *ibid.*, IX. 29. [前掲, 鈴木訳, 516頁。]。
- 213) *ibid.*, IV. 12. [前掲, 鈴木訳, 439頁。]。
- 214) *Dio's Roman History* 9 vols. trans. Earnest Cary (The Loeb Classical Library, 1914-1927)
- 215) *The Scriptores Historiae Augustae*, 3 vols, trans. David Nagie (The Loeb Classical Library, 1921-1932).
- 216) W. Baehrens, *XII Panegyrici Latini* (Leipzig, 1911).
- 217) *The Works of The Emperor Julian*, 3 vols, trans. W. C. Wright (The Loeb Classical Library, 1913-1923). これらの作品はこのうち vol. 1. に入っている。